

奈良県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十九年三月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

名称		主たる事務所の所在地	名称	所在地	旧	新	変更年月日
株式会社クラウドサービス	大阪府八尾市山本町南四一―一三	クラウド介護サービス奈良	生駒市門前町一―一五	生駒市門前町七五三	生駒市門前町一―一五	生駒市門前町三二分	平成二十八年十二月二十四日
株式会社クラウドサービス	大阪府八尾市山本町南四一―一三	クラウド介護サービス奈良	生駒市門前町一―一五	生駒市門前町七五三	生駒市門前町一―一五	生駒市門前町三二分	平成二十八年十二月二十四日